心の豊かさが実感できる まちづくりへ

甲賀市の文化芸術の振興にかかる 基本方針答申

■宮木教育長に答申書を手渡す文化の まちづくり審議会の久米修会長

市の文化芸術の振興にかかる基本方針についての答申があ

甲賀市文化のまちづくり審議会から12月6日(水)、

甲賀

この基本方針では、文化や芸術は、お互いを理解し、

心の豊かさが実感できる また、文化芸術の振興に



安全、安心のまちへ、警察と連携

れるように、今後この基本方針をもとに施策を進めていき

文化振興課 問い合わせ

文化振興係

FAX 62-2625 **262-2626**  本市の文化や芸術に対する関心や期待の高まりに応えら

について示しています

業や運営方策、

かかる基本的な考え方、文化芸術のための施設及びその事

今後に向けて文化芸術の振興が果たす役割

ための大切な要素としています。 れぞれの地域の良さを大切にし、

公営住宅における暴力団員の不法行為等については、平成19年4月20日、 東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発 生するなど全国各地で問題が発生しています。

そこで市では、入居者と地域の安全のため、12月議会において暴力団員の 市営住宅入居を制限し、暴力団員か否かを警察に照会できる暴力団排除に関 する市営住宅管理条例の改正を行いました。

この条例を実行するためには、警察との連携協力が不可欠です。このため 市では、甲賀警察署と暴力団排除の連携を進めるため、1月21日側に暴力団員 の市営住宅使用排除のための連携に関する協定の調印を行いました。

この協定書は、入居者や同居する者が暴力団員か否かの照会と回答に関す る条項、暴力団員の退去についての支援に関する条項等を定めたものです。

今後も、警察と連絡を密にして、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、 安全・安心のまちづくりに取り組んでいきます。

暴力団員の市営住宅使用排除の ための連携に関する協定締結



△今後の連携を誓って堅い握手、中嶋市長(中 央)、高山甲賀警察署長(右)

問い合わせ

軽自動車税は、

原動機付自転車、

軽四

軽自動車等と呼びます。)に対して、

したがって 毎年4月1 型特殊自動車及び二輪の小型自動車(これらを

管理課 公営住宅担当 ☎65-0609 FAX63-4601

変更の手続きを必ず行ってください。手続きを 変わった」などの場合は、 平成20年4月2日以降に廃車の手続きをされて 日現在の所有者に課税されます。 を行ってください。 意ください。 行わないとトラブルの原因になりますのでご注

所有者が亡くなった」、「家族の中で所有者が

廃車の手続き、名義

「古くなって乗っていない」、「他人に売った」、

平成2年度の軽自動車税は課税されます。

せいただき、ご確認ください 所や必要書類が異なりますので事前に問い合わ 車種によって手続きをしていただく場 盗難にあった場合は警察署に盗難届 盗難届出証明書を持参し廃車の手続き

い合わせ 65-0679 税務課 市民税係 63-4574

変更手続きを

